

# 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定に関する要綱

制 定 平成27年12月18日 健高在第893号（局長決裁）  
最近改正 令和7年3月31日 健介事第1354号（局長決裁）

## （主旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年12月18日健高在第893号）に規定する横浜市訪問介護相当サービス、横浜市訪問型生活援助サービス及び横浜市通所介護相当サービスの指定事業者の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

## （変更の届出）

第3条 指定の申請事項の変更、事業の再開又は事業の廃止及び休止に係るものにあっては、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

## （添付書類）

第4条 横浜市訪問介護相当サービス又は横浜市通所介護相当サービスと訪問介護又は通所介護若しくは地域密着型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されており、かつ、訪問介護又は通所介護若しくは地域密着型通所介護を行う者の申請又は届出と併せて行う場合には一部書類の添付を省略することができる。

## （事業者情報の提供）

第5条 市長は、法第115条の45の5第1項及び第115条の45の6第1項の規定による指定（これらの更新を含む。）又は第3条の届出の受理をしたときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定（これらの更新を含む。）、廃止、休止又は再開の年月日
- (4) 事業開始年月日

- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長及び介護事業指導課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定に関する要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。